

茂都築第 2 3 7 号
令和 7 年 1 月 9 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 6 年 3 月 1 4 日 付け茂監第 8 6 号)

都市建設部	建築課
監 査 結 果	
・空き家バンク制度※については、管理不全空家等の解消に繋がることはもとより、移住・定住の促進等による地域の活性化にも繋がることから、制度の詳細や利用方法等の更なる周知に努められたい。 ※空き家バンク制度…自治体が運営する空き家のマッチングシステム。空き家を「売りたい・貸したい」所有者と「買いたい・借りたい」利用者をつなぐ制度。	
措 置 内 容	
・空き家に関する問題点や予防に向けた対策として、管理・売却・賃貸・解体・相続などの情報を周知し、啓発を図るため茂原市空き家対策ガイドブックを作成し、空き家バンク制度の更なる周知を図った。	